

(平成 23 年 4 月 19 日一部改訂)
(平成 24 年 5 月 8 日一部改訂)
平成 25 年 7 月 2 日理事会承認
(平成 26 年 6 月 24 日一部改訂)
平成 26 年 7 月 1 日理事会承認
(平成 27 年 6 月 2 日一部改訂)
平成 27 年～平成 30 年
7 月理事会承認
令和元年 7 月 2 日理事会承認
令和 2 年 7 月 7 日理事会承認

東京みなとロータリークラブ 事務取扱内規

東京みなとロータリークラブにおける事務の取扱については以下に定めるほか、クラブ細則に従う。

<目次>

I)細 則 関 係

1. 第 1 条第 1 節 理事候補者の推薦
2. 第 3 条第 2 節 副会長
3. 第 3 条第 3 節 副幹事
4. 第 4 条第 2 節 クラブの休会
5. 第 7 条第 1 節 委員会
6. 第 8 条(d) 情報(広報)委員会
7. 第 11 条第 1 節 会員候補者の推薦

II)会 計 関 係

1. クラブが負担する登録料等
2. 年会費徴収に係る特例
3. ニコニコ箱の奉仕金の使途
4. 慶弔等に関する規定
5. 事務局職員の給与規定 平成 18 年 7 月 4 日改訂 雇用契約・覚書に変更

I) 細 則 関 係

1. 第 1 条第 1 節関係 (平成 27 年 6 月 2 日臨時総会決議)
会長(次々年度)、幹事、副会長、会計、会計監事及び 5 名の理事の指名は、次期・現・直前の会長・幹事からなる指名委員会が行う。
但し、細則第 1 条第 1 節により出席会員全員によって指名することを妨げない。

2. 第 3 条第 2 節関係(平成 27 年 6 月 2 日臨時総会決議)
副会長は会長経験者をもってその任に当たる。

3. 第 3 条第 3 節関係
当クラブは副幹事 2 名をおき、その 1 名は直前幹事、他の 1 名は次期幹事候補者とする。副幹事 2 名は理事会に出席し、記録を担当する。
但し、議決権は有しない。

4. 第 4 条第 2 節関係
国の定めた祝祭日のほか、1 月 2 日及び 3 日が例会日に当たるときは、その例会は休会とする。

5. 第 8 条関係 (平成 14 年 12 月 3 日理事会にて一部改訂)
(平成 23 年 3 月 1 日及び 11 月 1 日理事会にて一部改訂)
[平成 23 年 11 月 29 日臨時総会決議]
青少年交換及びインターアクト委員会は新世代委員会の任務とする。
世界社会奉仕委員会は国際奉仕委員会の任務とする。
(平成 23 年 11 月 1 日理事会一部改訂)
[11 月 29 日臨時総会決議]
会員選考委員会・会員増強委員会・職業分類委員会を統合し組織強化委員会とする。
SAA 委員会と出席委員会を統合し、SAA/出席委員会とする。
親睦活動委員会とシンギング委員会を統合し、親睦/シンギング委員会とする。

6. 細則第 8 条(d)関係
ロータリー情報(広報)委員会の委員は 3 名とし、幹事経験者をもって充当する。

7. 細則第 11 条第 1 節関係
新会員の推薦は原則として 2 名とし、少なくとも当クラブ入会 3 年以上経過した会員で、被推薦者と直接知人であることが望ましい。また、選考委員会(組織強化委員会)はなるべく推薦者になることを避けること。
但し、未充填部門の推薦者についてはこの限りではない。
8. 細則第 11 条第 1 節関係
会員選挙の方法の順序は、慣例・風習に従った方が望ましいと判断された時は、理事会の承認のもとにこれを変更出来るものとする。

II) 会 計 関 係

----- 平成 18 年 7 月 4 日一部削除 平成 21 年 7 月 7 日削除分を復活
平成 23 年 7 月 5 日再度一部削除・平成 29 年 7 月 4 日再度一部復活

1. クラブが負担する登録料等

- ①地区大会、地区協議会等に出席する義務を有する者の登録料並びに地方に出張する場合の旅費、宿泊費及び当日の日当はクラブにおいて負担する。但し、金額については理事会の承認を要する。
- ②会長、幹事並びにロータリー情報委員長が、班別の炉辺会合に出席する時は会費相当額をクラブより支出する。地区及びグループの会長・幹事会への出席も同様。
- 平成 18 年 7 月 4 日②全文削除 平成 21 年 7 月 7 日②全文復活
平成 23 年 7 月 5 日再度②全文削除
平成 29 年 7 月 4 日再度②全文復活
- ③会長・幹事がチャーターナイト或いは創立記念式典等に招待を受けた時は登録料相当額をお祝い金としてクラブより支出する。
- ④その他役員または委員長が地区等の会議に出席する場合、もしくはクラブの会議に参加する場合、会費をクラブで負担する時は理事会の承認を要する。

3. ニコニコ箱の奉仕金の使途

ニコニコに拠出された奉仕金は原則として次年度のクラブ奉仕部門を除く他の奉仕部門の資金に充当する。特に流用の必要がある時は理事会の承認を要する。----- 平成 18 年 7 月 4 日 1 行目「次年度の」を削除。
ニコニコ箱の担当は SAA とする。

4. 慶弔等に関しては別に定めるところによる。

5. 事務局員の勤務並びに給与その他については別に定めるところによる。

- III) この内規において、創立後 3 年を経過したことを前提とする定めについて 3 年を経過しないうちは、その趣旨に準じて理事会においてその処置を決定することが出来る。
本項は創立後 3 年経過したとき廃止する。

平成 2 年 7 月 3 日 理事会承認

昭和 63 年 7 月 5 日理事会において承認された、東京みなとロータリークラブにおける年会費、クラブ活動費、奨学生受入の取扱について、クラブ細則第 5 条第 2 節及び事務取扱内規の年会費徴収に係る特例を以下の通り変更する。

1. 平成 2 年 7 月 1 日より、年会費は 300,000 円とする。

2. 納 入

1 年を上期(7 月 1 日～12 月 31 日)

下期(1 月 1 日～6 月 30 日)とし、各期それぞれ 150,000 円とする。

3. クラブ活動費

各期に発生した奉仕活動費、その他の負担金がある場合は会費と共に納入する。

4. 交換学生受入

発生年度において会員負担を理事会において決定し、負担額は下期の会費と合計して納入する。

(平成 23 年 5 月 10 日再度改訂) (2009-10 年度・2010-11 年度は徴収無し)

上期・下期それぞれに各 5,000 円徴収する。

(2015-16 年度より徴収なし、受入要請があった時点で徴収を考慮する)

※平成 27 年 6 月 2 日理事会承認

5., 納入方法

請求書到着後 1 ヶ月以内に当クラブ指定金融機関口座に振込をする。

平成2年7月3日理事会において承認された、東京みなとロータリークラブにおける年会費の取扱いについて、クラブ細則第5条第2節及び事務取扱内規の年会費を以下の通り改定する。

1. 年会費

平成4年(1992-93年度)7月1日より、年会費は350,000円とする。

2. 納 入

1年を上期(7月1日～12月31日)

下期(1月1日～6月30日)とし、各期それぞれ175,000円とする。

<入会金についての特例>

平成 5 年 9 月 7 日 理事会承認

退会会員後任者入会金について

前任者退会后、1 年以内に同一会社からの入会者に対して入会金を 200,000 円とする。

[改 定] 平成 9 年 6 月 3 日理事会承認

平成 5 年 9 月 7 日理事会承認の後任者入会金を以下の通り改定する。

※前任者退会后、3 ヶ月以内に入会の場合 100,000 円

※3 ヶ月以上 1 年以内に入会の場合は現行通り 200,000 円

[改 定] 平成 15 年 6 月 3 日理事会承認

後任者入会金・特例を以下の通り改定する。

1. 次に該当する者の入会金は 10 万円とする。
会員が退会后、同一会社から後任者として 3 ヶ月未満に入会する者および元他クラブに所属していた者
2. 次に該当する者の入会金は 20 万円とする。
会員の退会后、同一会社から後任者として 3 ヶ月以上 1 年以内に入会する者
3. 次に該当する者は入会金の支払を要しない。
現に他クラブの会員で当クラブへ移籍した者

[期間限定改定] 平成 23 年 1 月 11 日理事会承認
平成 23 年 4 月 19 日臨時總會決議

平成 23 年 4 月 19 日臨時總會決議後入会金を以下の通り期間限定とする。

[期間] 平成 23 年 4 月 19 日 ～ 2013-14 年度 6 月末(書類提出有効)

◎新規入会者の入会金を上記期間に限り 150,000 円とする。

[改 訂] 平成 26 年 6 月 3 日理事会承認
平成 26 年 6 月 24 日細則改定決議

平成 26 年 6 月 24 日細則改訂決議後、即時入会金を以下の通り改訂する。

現行 30 万円の入会金を 15 万円とする。

平成 27 年 6 月 2 日細則改定決議

★減額キャンペーンを行なう際は臨時理事会決議とせず理事会にて決定出来る

<名誉会員の事務取扱 >

平成 20 年 6 月 3 日 理事会承認
(2008 年 7 月 1 日より)

クラブ定款第 6 条第 6 節(b)の規定により、名誉会員の権利および特典(会費の免除・役職就任の禁止等)が定められているが、事務取扱の細目について以下のとおりと定める。

1. 費用の徴収

(1)例会に出席する場合は、ビジターフィ相当額を徴収する。
(ビジター費に繰り入れる)

(2)夜間例会・炉辺会合・親睦旅行等に出席する場合は、会員の会費と同額を徴収する。

2. その他の取扱い

原則として会員と同様の扱いとし、

(1)名札を調整し、名札 BOX は現行の通りとする。

(2)班編成に組み入れる。

(3)会員誕生日・ご夫人誕生日・結婚記念日のお祝いを贈る。

(4)週報をはじめ、主要行事予定表・連絡文書等を配布する。

3. 上記に定めるほか、特に取扱いに判断を要する場合は、理事会に諮ることとする。

4. 井澤幸夫氏をもって名誉会員は設けないこととする。

<出席規定免除者の会費請求 >

平成 7 年 12 月 5 日 理事会承認

出席規定免除者の会費制級を以下の通りとする。

※例会食費 $1/2$ × 規定免除期間の欠席例会数を後清算

平成 8 年 11 月 5 日理事会承認

平成 7 年 12 月 5 日理事会承認の規定免除者の会費請求以下の通り改定する。

※例会食費 × 規定免除期間の欠席例会数を後清算

平成 24 年 5 月 8 日理事会承認

※例会食費 × 規定免除期間の欠席例会数を後清算での返還時に例会食費全額返還ではなく 7 割返還とする。

<パストサービス会員取扱規程 >

平成9年6月17日理事会承認

第1条 パストサービス会員

パストサービス会員は、東京みなとロータリークラブ定款第7条第3節による会員とする。

第2条 年会費等の特典

前条に選ばれた会員は、年会費などの特典を受けることが出来る。その金額は理事会において決定する。但し、特典を受ける場合は、その会員が、退社した会社より後任会員として、3ヶ月以内に推薦しなければならない。

第3条 入会金

パストサービス会員が、本クラブの元正会員でなければ入会金の支払を要するものとする。入会金は正会員と同額とする。

[改定]

平成11年6月1日理事会承認

第2条 年会費などの特典

「後任会員として3ヶ月以内に推薦」の部分削除する。

[改定]

平成13年10月2日理事会承認

第1条 パストサービス会員

2001年規定審議会による「会員身分の種類変更(正会員と名誉会員の2種類)に伴い、当クラブでは従前通りのパストサービス会員規定に従い、内規においてパストサービス会員と称する。

[改定]

平成27年7月7日理事会承認

パストサービス会員は現存の会員のみとし、今後はパストサービス会員を受け付けない。

<パストサービス会員の年会費>

平成 9 年 7 月 1 日理事会承認

平成 11 年 6 月 1 日理事会承認

平成 9 年 6 月 17 日理事会承認(平成 11 年 6 月 1 日理事会一部改定)のパストサービス会員取扱規定第 2 条による条件を満たした者であれば会費を下記に軽減する。

※年会費 230,000 円とする(半期 115,000 円)

尚、年会費以外はすべて他の会員と同額を請求するものとする。

東京みなとロータリークラブ
慶弔等に関する規定

東京みなとロータリークラブにおける事務取扱のうち、見舞金、慶弔金について以下に定めるほか、クラブ細則に従う。

- 1)見舞金、慶弔金の方法、又は金額の決定については、会長が理事会に諮り、決定する。
- 2)当クラブと縁故特に密なる者、またはその家族に対する慶弔並びに見舞いについては前項に準じ、会長が理事会に諮りその都度決定する。

イ)見舞い

- 1.会員が療養 1 ヶ月以上の傷病の場合 10,000 円程度
- 2.会員の住居又は職場が火災、風水害その他不慮の災害により著しく被害を受けた場合は、その実状によりお見舞いする

ロ)慶 事

- 1.会員が結婚した時は、30,000 円と会長名の祝電
- 2.褒賞及び慶事の時は、10,000 円と会長名の祝電

ハ)弔 事

- 1.会員死亡の場合は、30,000 円の香典と会長名で生花一基か花輪、弔電。
尚、全会員に通知する。
- 2.会員ご夫人の場合も同上、同文。
- 3.会員の父母及び子女の場合は 10,000 円の香典もしくは会長名で生花一基か花輪に弔電。